【熱中症対策】テント使用できます

横浜市港湾局

７月５日から９月30日まで、
日中（午前５時～午後７時）に限り、
テントの使用を解禁します。

※状況により、予告なく終了する場合があります。

「テント使用に当たっての注意事項」をよく読んで使用してください。

★散策をされる方、釣りをされる方がお互いに気持ちよく過ごせるよう、譲り合ってください。ご理解ご協力をお願いします。

テント使用に当たっての注意事項

使用して良いものの例

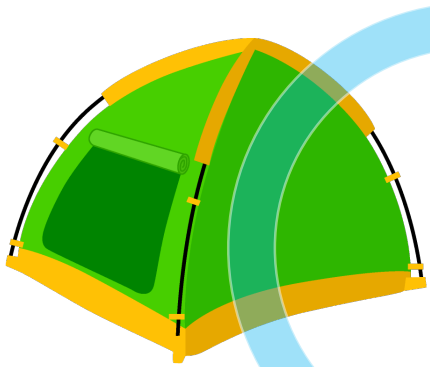

ワンタッチテント

ポップアップテント

小型（２ｍ×２ｍを超えない）のものに限る。

- **護岸上部の遊歩道での使用に限ります。**イベント広場では使用できません。
- 展開時、幅２ｍ以下かつ奥行２ｍ以下のものに限ります。
- **遊歩道の中央より海側に寄せて設置してください。**
- 遊歩道で**「つり禁止」と表示がある場所は通路になっているので、設置しないでください。**
- バーナー、コンロ、発電機等は使用しないでください。
- 風で飛ばされないようにしてください。また、**強風時は使用を控えてください。**
- 他の利用者の邪魔にならないよう、譲り合って使用してください。

使用してはいけないものの例

タープテント

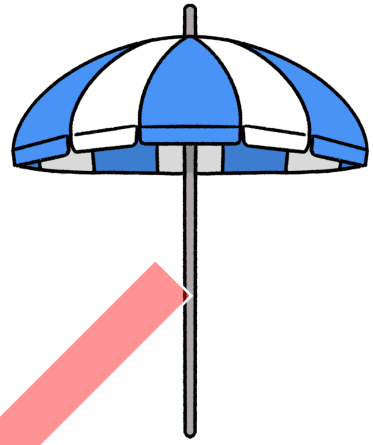

パラソル

ペグ（杭）を用いるテント

大型（２ｍ×２ｍを超える）テント